第４４号様式（第１９条関係）

容器による供給設備の技術上の基準に関する説明書

（貯蔵能力が５００ｋｇを超え、３０００ｋｇ未満のもの）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項 目 | 条 項規則18条 | 対応事項 |  |
| 貯蔵能力が500～1,000kg未満 | 火 気 | １号 イ | 火気との距離　　 ｍ火気をさえぎる措置(　　　　　　　　　　　　　） | □ 無□ 有　　 ※ 図面添付 |
| 腐しょく防止措置 | １号 ロ |  腐しょく防止の方法（ ） |  |
| 容器の温度管理 | １号 ハ | * 常に４０度以下に保つ措置
 |  |
| 転落転倒防止等 | １号 ニ |  方法（ 　　　　　　　　 ） |  |
| 貯蔵能力が1,000kg以上の場合 | 保安距離 | ２号 イ |  | 法　　定 | 実　　際 | 緩和の必要性 |
| 第１種 | 16.97ｍ | ｍ | 有 無 |
| 第２種 | 11.31ｍ |  ｍ |
| 保安距離緩和 | ２号 イ |  障　壁 □ ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ 　　 　 □ 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ 　　　 □ その他（ 　 ） ※ 図面添付  |
| 火 気 | ２号 ロ | 火気取扱施設との距離 　 ｍ 隔壁　　□有　　□無法定　5m以上 |  ※ 図面添付 |
| 滞留防止措置 | ２号 ハ | 換気口 | 必要面積( 　 )㎡ 　 　 ※ 図面添付実際面積( 　　 )㎡ ( 　　 )％ |
| さく・へい等 | ２号 ニ | 構　造 | □ ボンベ小屋 　　　 □ フェンス□ その他（ 　　 ） ※ 図面添付 |
| 警戒標 | ２号 ホ |  □ ＬＰガス貯蔵設備□ 燃 　　　□ 火気厳禁 □ 販売所の名称 |
| 防消火設備 | ２号 ヘ |  消火器 （Ａ－ 　　 Ｂ－ 　　 ） 本 □ 散水設備 　　 ※ 図面添付 |
| 屋根又は遮へい板 | ２号 ト |  材料（ 　 　　　 ）　 ※ 図面添付 |
| 転落転倒防止等 | ２号 チ |  方法（ 　　）　 ） |
| 腐しょく防止措置 | ２号 リ |  腐しょく防止の方法（ ） |
| 発生能力等 | 規則18条４号 |  □ 貯蔵設備は最大使用数量に対応するものであること。 □ 気化装置及び調整器は最大消費数量に対応できる能力があること。（規格は別表） |  |
| 腐しょく・割れ等 | ５号 |  □ バルブ、集合装置、供給管、ガス栓は、使用　上支障のある腐しょく・割れ等がないものであること。 |
| 腐しょく防止措置 | ６号 | 名　称 | 使用材料 | 腐しょく防止の方法 |  |
| バルブ |  |  |
| 集合管 |  |  |
| 供給管 |  |  |
| 継手類 |  |  |
| 使用材料 | ７号 |  前表のとおり |
| 耐圧性能 | 高圧側 | ８号 イ |  □ ２．６MPa以上であるもの |
| 中圧側 | ８号ロハ |  □ ０．８MPa以上であるもの |
|  |  　引張り強さ | ８号 ニ |  □ １ＫＮ以上であるもの |  |
|  　集合装置等の修理 |  8号の2 |  イ ロ ハ |  □ 漏えい防止措置を講ずること。 □ 漏えいしていないことを確認をすること。 □ 修理終了後、漏えい確認をすること。 |
| 気密試験 | ９号イロ | * 供給管は工事終了後に行う次の気密試験に合格すること。　　　　　　　　　※記録紙添付

イ　1次側調整器と2次側の間　0.15MPa以上ロ　イ以外　　　　　　　　　8.4KPa以上 |
|  漏えい試験 |  １０号 |  □ バルブ、集合装置、気化装置、供給管は漏えい試験に合格するもの |
|  圧力保持 |  １１号イロ | * 燃焼器の入口におけるLPガスの圧力を次の範囲に保持するものであること。　※記録紙添付

イ　生活の用供するもの　2.0Kpa以上3.3Kpa以下ロ　イ以外のもの　　　　燃焼器に適した圧力 |
|  損傷防止 |  １２号 |  □ 建物の自重、土圧により損傷のおそれのある供給管には損傷を防止する措置を講ずること |
|  設置場所 |  １３号 |  □ 供給管は地崩れ、山崩れ、地盤の不同沈下等のおそれのある場所又は建物の基礎面下に設置しないこと |
|  危険標識 |  １４号 |  □ 供給管を地盤面上に設置する場合の危険標識 |
|  温度変化を吸収する措置 |  １５号 |  □ 供給管には、温度変化による長さの変化を吸収する措置を講ずること（埋設管を除く。） |
|  |  |
|  排除措置 |  １６号 |  □ 内部に液化物の滞留するおそれのある供給管には、液化物を排除することができる措置を講ずること |
|  切替措置 |  １７号 |  □ １の供給設備により２以上の消費設備に供給する場合は、供給を中断することなく容器交換できる設備を設けること　※施工後の表示(法38の11） |
|  ガス栓 |  １８号 |  □ １の供給設備により２以上の消費設備に供給する場合は、ガスメーターの入口側の供給管にガス栓を設けること |
| 気化装置 |  19号 |  イ |  □ 腐しょく、割れ等がないもの | ※図面添付 |
|  ロ |  □ ２．６MPaの耐圧試験に合格するもの |
|  ハ |  □ 加熱方式（ ） |
|  ニ |  □ 液状のガス流出防止措置のあるもの |
|  ホ |  □ 凍結防止措置のあるもの |
|  調整器 （２次側 有 ・ 無 ） | 20号 |  イ |  □ 腐しょく、割れ等がなく使用する液化石油ガ スの規格に適合したものであること。 |
|  ロ |  使用箇所 |  耐圧試験圧力 |  気密試験圧力 |
| １次側 | □ ２．６MPa | □ １．５６MPa |
|  |  | ２次側 | □ ０．８MPa | □ ０．１５MPa |  |
| 調整器 （２次側 有 ・ 無 ） | 20号 |  ハ | □調整圧力　　　　　　KPa～　　　　　KPa　（法定：2.3KPa以上3.3KPa以下）□閉そく圧力　　　　　KPa　（法定：3.5KPa以上） |
|  |  緊急遮断装置 |  ２１号 |  □ 供給管と接続した貯蔵施設ごとに、これに近 　 接して緊急遮断装置を設置すること。 　　※図面添付 |  |
|  |  体積販売の設置方法 |  22号 |  イ  | □流量遮断機能付ガスメーター設置　　いずれか　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |  |
|  ロ 　　※図面添付 | □ガス漏れ警報器（ガス遮断連動）　　でよい |
|  ハ | □耐震遮断器 |

特定液化石油ガス設備工事に該当する場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施工後の表示 | 法38の11 | □　有り　　□　無し |
| 表示の方法 | 規則116条 | 貼付場所　　供給管、配管、その他（　　　　　　　）□　表示板サイズは規則様式５９のとおり |
| 表示の内容 | 規則117条 | □　特定液化石油ガス設備工事事業者の氏名又は名称□　施工年月日又は工事番号□　連絡先 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  設備の種類 |  規格等 |  |
| 貯蔵設備 | 容 器 |  設置数量 （ 　）Kg容器 × （ ）本 （ 　）Kg容器 × （ ）本 |
|  　気化器 |  型式（ ） 処理能力（ ）Kg／Ｈ 製造番号（ ） 製造年月（ ）年（ ）月 |
| 調整器 | 区分 | １次側 | ２次側 |
| 型式 |  |  |
| 処理能力 |  Kg／Ｈ |  Kg／Ｈ |
| 製造年月 |  年 月 |  年 月 |

（記載要領）

 １．該当しない欄は抹消すること。

 ２．対応事項は、必要によって別紙に説明書を添付すること。

 ３．該当する□には✔を付し、（ ）には数値又は説明を記入すること。